

事務連絡  
令和8年2月2日

各都道府県防災担当主管部（局）長 殿  
各市区町村防災担当主管部（局）長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付  
参事官（避難支援担当）

令和8年度災害ケースマネジメント普及・定着事業におけるモデル  
事業の募集について（照会）

平素より防災行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

被災者の自立・生活再建を進めるためには、被災者一人ひとりに寄り添ったきめ細  
やかな支援が重要です。

内閣府では、これまで、災害ケースマネジメントの先進的な事例をまとめた取組事  
例集や標準的な取組方法をまとめた手引きを作成・周知してきたほか、多様な関係者  
の顔の見える関係性を構築するため、都道府県単位での説明会、各地域の実態に沿つ  
たモデル事業の実施等を行ってきたところですが、この度、令和8年度におけるモ  
デル事業の募集について、添付のとおり、実施いたします。

なお、令和8年度については、被災地における実態等も踏まえて応募対象を拡大し、  
これまで対象とした都道府県及び市区町村に加え、民間団体（社会福祉協議会、福祉  
関係団体、土業関係団体、NPO団体等）による応募も可能といたしました。

※ 民間団体の応募については、必ず、自治体の担当部局を連携体制の中に位置付け  
ること。

各都道府県におかれましては、別紙1、2及び実施報告書等を御参照のうえ、モ  
デル事業の活用について御検討いただくとともに、管内の市区町村及び関係する民間団  
体等への周知をいただきますようお願いします。

また、モデル事業への応募については、管内市区町村及び民間団体をとりまとめた  
上で、3月10日（火）までに、ご回答いただきますようお願いいたします。

【内閣府HP 令和6年度モデル事業報告書（参考）】

[https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagousei/case/pdf/jigyo\\_hokoku.pdf](https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagousei/case/pdf/jigyo_hokoku.pdf)



〈担当者〉  
小林、牧野、黒濱、井形  
TEL : 03-3593-2849  
Mail : [dcm@cao.go.jp](mailto:dcm@cao.go.jp)

## 令和8年度災害ケースマネジメントモデル事業 応募要領

### 1. 令和8年度 災害ケースマネジメント普及・定着事業（モデル事業）

#### （1）目的

災害の頻発化・激甚化、巨大災害の懸念、超高齢社会の中、被災者の早期の自立・生活再建を図るために、被災者一人一人に寄り添ったきめ細やかな支援である災害ケースマネジメントの取組が重要です。

また、発災時に被災者の状況をアウトリーチし、官民の多様な関係者と連携し、継続的な支援を実施するためには、平時から多様な関係者と顔の見える関係性を構築するとともに、関係者間の役割を認識し、その役割を念頭に置いた研修・訓練により災害ケースマネジメントの実施体制を整えておくことが必要になります。

内閣府では災害ケースマネジメント普及・定着事業の一環として、希望する自治体（都道府県及び市区町村）及び民間団体（社会福祉協議会、福祉関係団体、士業関係団体、NPO団体等）を対象に、災害ケースマネジメントの実施体制の構築を図るためのモデル事業を以下のとおり実施します。

なお、本モデル事業で得られた知見やノウハウについては、他の自治体や関係団体等に対して広く横展開を図り、全国的な災害ケースマネジメント実施体制の構築推進のために活用することを想定しております。

#### （2）モデル事業の取組例

各モデル団体は、災害ケースマネジメントの実施体制の整備を図るため、以下に掲げる取組例や既に実施されたモデル事業の結果等を参考に、具体的な事業を展開することとします。なお、以下に掲げる取組以外であっても、地域の実情等に応じて特色ある取組を行うことも可能です。

（ア）災害ケースマネジメントの関係者（行政、社会福祉協議会、福祉関係団体、士業関係団体、NPO団体等）で構成される協議会の開催

- ・同様の会議体が既に設置されている場合は、当該会議体を活用することも可能。また、必要に応じて有識者を招聘すること。
- ・関係者それぞれの専門性や災害支援の実績等の相互理解を図る機会や災害時の役割分担等を検討する機会を設けること。

（イ）災害を想定した机上訓練等の実施

- ・実際に地震や水害における被害を想定し、被災者の置かれている状況を理解

した上で、被災地における関係者の役割や支援方法(アウトリーチ、被災者台帳の作成、関係者間での被災者に関する情報共有)についてシミュレーションを行い、検証や改善につなげる訓練等を実施する。

(ウ) 都道府県による管内市区町村職員に対する研修の実施

- ・都道府県単位で災害ケースマネジメントの担当者を集めた会議を開催し、知見やノウハウの共有を図る。

(エ) 複数の市区町村による合同研修の実施

- ・複数の市区町村単位で災害ケースマネジメントの担当者を集めた会議を開催し、知見やノウハウの共有を図る。

(オ) その他、災害ケースマネジメントの実施体制の構築や被災者支援の更なる強化に必要な事業の実施

○モデル事業の対象費目の例

費目	費目の例示
諸謝金	災害ケースマネジメントの協議会や研修会等に登壇した有識者等に対し支出する謝金や報酬等。なお金額については、「謝金の標準支払基準(各府省等申合せ)」に準拠すること。
旅費	災害ケースマネジメントの協議会や研修会等に登壇した有識者等に対し支出する交通費及び宿泊費等。
消耗品費	災害ケースマネジメントの研修・講演会やイベントなどで使用する文具費や資料印刷するためのプリンターインク代等。
印刷製本費	災害ケースマネジメント等の研修会・講演会で使用する資料や広報用のチラシなどの印刷費等。
通信運搬費	研修会やイベントを開催するための連絡手段や資料の送付等の郵送料・切手代等。
借料	災害ケースマネジメントの研修会・講演会やイベントを開催する会場の借料や複写機借料等。
人件費	自治体と連携して社会福祉協議会職員や災害中間支援組織等がモデル事業の準備・調整に要する人件費等。
雑役務費	速記や文字起こし、データ集計、広告宣伝費、イベント会場設営などを外注する経費。

※ 上記の例示に限られるものではなく、モデル事業に必要と認められる場合は、対象経費とします。

### (3) モデル事業の応募要件

- ・対象は、自治体(都道府県及び市区町村)及び民間団体(社会福祉協議会、福祉関係団体、土業関係団体、NPO団体等)とするが、民間団体が応募する場合は、各自治体担当部局が事業の構成団体として参画すること。
- ・本モデルは内閣府のホームページ等において、事業の成果や課題について報告する予定であり、そのための資料を作成すること。

(参考) 「令和6年度 災害ケースマネジメント実施体制整備」モデル事業報告書

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagousei/case/index.html>

- ・令和9年度以降も災害ケースマネジメントの実施体制の整備や普及啓発に向けた取組を継続して実施していく方針であること。
- ・過年度に内閣府の災害ケースマネジメント関連事業に採択された自治体の応募も妨げない。

### (4) 事業実施に向けた留意事項

- ・モデル事業の実施にあたり、内閣府から支弁する金額は各事業70万円(税込)を上限とする予定です。必要経費がこれを上回る場合は、事前に内閣府へご相談ください。
- ・各自治体や民間団体の単独予算等と併せて事業を実施することは妨げません。
- ・モデル事業内定後、予算額の詳細を確認するため、別途照会を行う予定です。
- ・事業に要する経費は、内閣府が業務委託した事業者から直接請求先へ支払を行うこととし、各モデル団体は経由しません。なお、詳細な支払い方法等については、事業開始後1か月程度をめどに、委託事業者より追って連絡します。

## 2. 応募方法

### (1) 応募書の作成

応募書は別添の災害ケースマネジメントモデル事業応募様式(別紙2)を使用して、記載例を参考のうえ作成してください。なお、必要に応じて参考資料の添付は可とします。

### (2) 応募書の提出

応募にあたっては、各都道府県で管内市区町村及び民間団体の応募についてもとりまとめた上、令和7年3月10日(火)までに、メールで提出してください。

なお、応募事業数について、都道府県ごとの上限は設けません。

## 【提出先】

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難支援担当）付

メールアドレス：[dcm@cao.go.jp](mailto:dcm@cao.go.jp)

## 3. 選定方針

選定にあたっては、内閣府において事業内容等の確認し、災害ケースマネジメントの実施体制の構築を図る上で一定の効果が認められること、全国に展開する事例として有用性が高いと判断されること、その他被災経験等も含めた地域の特性などを総合的に判断し、決定するものとします。

なお、民間団体が応募する場合は、全国または広域での活動実績がある団体を優先的に採択します。

また、選定にあたっては、電話等にて追加のヒアリングを行う場合があります。

## 4. スケジュール

令和8年2月2日(月)	募集開始
3月10日(火)	募集締切（応募書の提出期限）
3月中旬	審査・選定
3月下旬	内定通知
当初予算成立後	事業決定通知の発出（事業開始）
令和9年2月28日(日)	事業終了（特段の事情がある場合は別途協議する）

## 5. その他

選定したモデル事業の内容は、内閣府と選定団体の間で協議の上、変更することがあります。

## 6. 問い合わせ

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難支援担当）付

小林・牧野・黒濱・井形

TEL 03-3593-2849（直通）

メール [dcm@cao.go.jp](mailto:dcm@cao.go.jp)

令和8年 月 日

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難支援担当）行

(自治体/団体名)

(担当所属長名)

## 令和8年度災害ケースマネジメントモデル事業 応募様式

## 【基礎情報】

担当所属 担当者	所属名： メールアドレス： 電話番号：	担当者：
これまでの災害ケースマネジメントに関する取組の実績		

※ 実績については、必要に応じ参考資料や補足資料を添付して差し支えない。

## 【予定する事業計画】

①事業概要	
②事業実施体制 (団体内の連携体制)	
③事業実施体制 (外部との連携体制) ※ 民間団体が応募する場合は、 <u>連携する自治体の所管部局</u> を必ず記載すること。	
④事業による成果目標	
⑤実施スケジュール	
⑥備考	

※ 応募時点で予定する内容を記載すること。